

## 新型コロナウイルス感染症

# ～ 緊急事態宣言の発令期間延長について～

現在発令されている緊急事態宣言について、政府は昨日、東京都を含む4都府県のほか、新たに2県を加えたうえで、期間を5月31日まで延長することを決定しました。

4都府県では依然として新規感染者数が高止まりし、大阪府では入院待ちで死亡する感染者が相次ぐなど「医療崩壊」が深刻化しています。

東京都では、感染力が強い変異株が急速に拡大し感染者の約68%を占め、さらに重症患者数が増加し、中でも若年層を含めた60歳代以下の割合が増加傾向にあります。

また、私たちの身近でも、ゴールデンウィーク前後に複数の島しょ町村において陽性者が発生しており、本村においても決して予断を許さない状況です。

この極めて重要な局面を迎えている今、村民全員の手で、何としてもコロナウイルスを島に持ち込まない、島をウイルスから守る行動をとらなければなりません。

そこで、三宅村においても改めて、住民の皆さまに以下の点についてお願いいたします。

村民の皆さまには、長い間、大変なご不便をおかけしておりますが、引き続きご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

### 1 外出自粛等のお願い

#### 【住民の皆さまへ】

日中も含めた不要不急の外出自粛、特に20時以降の不要不急の外出自粛に加え、島外への移動、特に変異株により感染が拡大している大都市圏との往来につきましてもこれまで以上の自粛をお願いします。

#### 【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

### 2 公共施設の臨時休館について

全ての村公共施設（学校施設も含む）について、臨時休館とします。

※ただし、火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期 間】 令和3年4月25日(日)～令和3年5月31日(月)

### 3 事業者等の皆さまへの休業及び営業時間短縮のお願い

#### 【酒類及びカラオケ設備を提供する飲食店】

酒類及びカラオケ設備を提供する飲食店の皆さまには、休業にご協力をお願いします。

#### 【上記以外の飲食店】

上記以外の飲食店の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

#### 【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

▶事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

### 4 そのほか

\* 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に続きます。

\* 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を続けます。

\* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部 Tel04994-5-0981

令和3年5月8日現在